

議 第 8 5 号

健康づくり推進会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

本市健康づくり推進会議設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市健康づくり推進会議設置条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市健康づくり推進会議設置条例（平成 25 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「わたる健康づくり」の次に「及び食育」を、「本市の健康づくり」の次に「及び食育に関する」を加える。

第 2 条第 1 号中「に基づき」を「の規定により」に改め、「柏崎市健康増進計画」の次に「及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項の規定により定める食育推進計画」を加え、同条第 3 号中「健康づくり」の次に「及び食育」を加える。

第 3 条中「15 人」を「17 人」に改める。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、市長による委員の委嘱後に最初に開催される推進会議は、市長が招集する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（食育推進会議設置条例の廃止）

2 新潟県柏崎市食育推進会議設置条例（平成25年条例第59号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正）

3 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1食育推進会議委員の項を削る。

新潟県柏崎市健康づくり推進会議設置条例（平成25年12月18日条例第58号）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の生涯にわたる健康づくり及び食育の推進を目指し、市民、保健医療関係者、教育・児童福祉関係者、関係機関等が連携しながら市民の健康の増進に関する事項を検討することにより、本市の健康づくり及び食育に関する施策の総合的かつ効果的な推進が図られるよう地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき市長の附属機関として、柏崎市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を市長に答申するものとする。</p> <p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により定める柏崎市健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める食育推進計画の策定に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくり及び食育の推進に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、<u>17人以内</u>の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(推進会議)</p> <p>第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。<u>最初に開催される推進会議は、市長が招集する。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の生涯にわたる健康づくりの推進を目指し、市民、保健医療関係者、教育・児童福祉関係者、関係機関等が連携しながら市民の健康の増進に関する事項を検討することにより、本市の健康づくり施策の総合的かつ効果的な推進が図られるよう地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき市長の附属機関として、柏崎市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を市長に答申するものとする。</p> <p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づき定める柏崎市健康増進計画の策定に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、<u>15人以内</u>の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(推進会議)</p> <p>第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2～4 (略)</p>

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年10月15日条例第22号）

改正後		改正前	
別表1		別表1	
(略)		(略)	
健康づくり推進会議委員	1日につき 6,400円	健康づくり推進会議委員	1日につき 6,400円
歯科保健推進会議委員	1日につき 6,400円	食育推進会議委員	1日につき 6,400円
(略)		歯科保健推進会議委員	1日につき 6,400円
		(略)	